

# 公共施設等の総合的かつ計画的な管理 による老朽化対策の推進

平成26年5月22日(木)

総務省自治財政局財務調査課



総務省

Ministry of Internal Affairs  
and Communications

# 目 次

---

1. 公共施設マネジメントの背景（地方公共団体の置かれた状況）

2. 国における取組とインフラ長寿命化基本計画

3. 総務省の取組と公共施設等総合管理計画

# 1. 公共施設マネジメントの背景 (地方公共団体の置かれた状況)

---

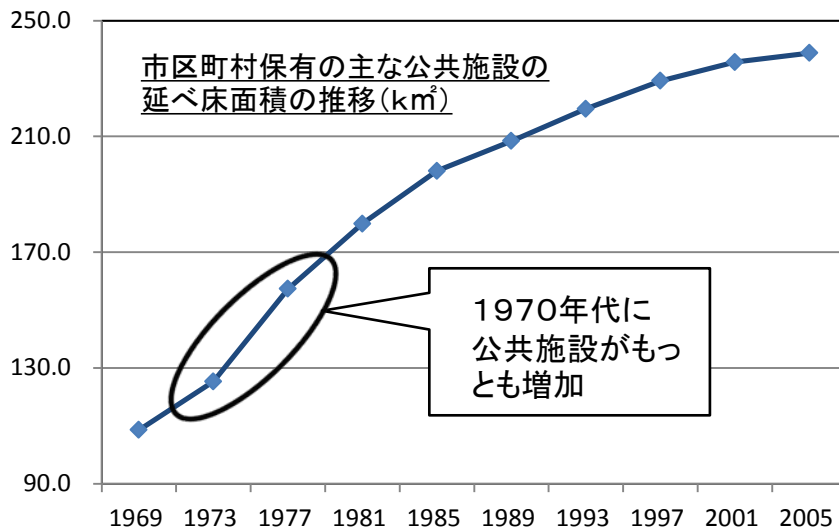
# 総合的な管理による老朽化対策が必要となっている背景

## 背景

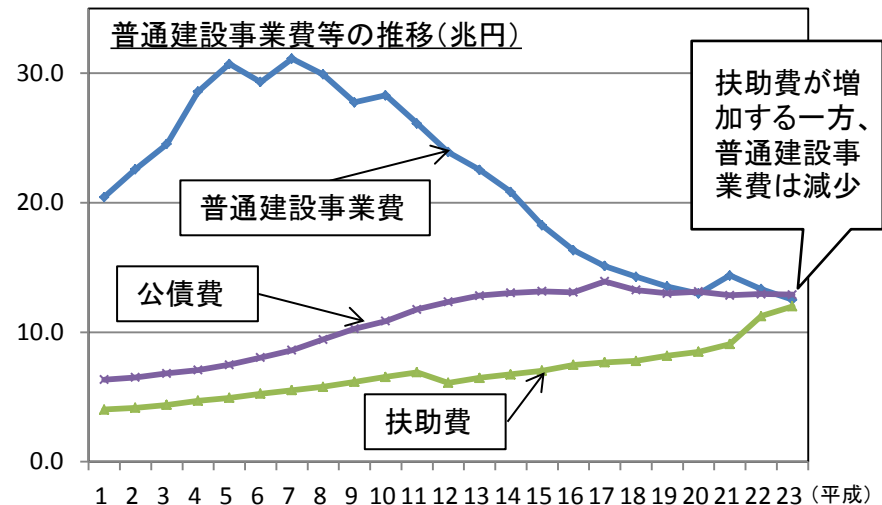
- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

【公共施設状況調査】



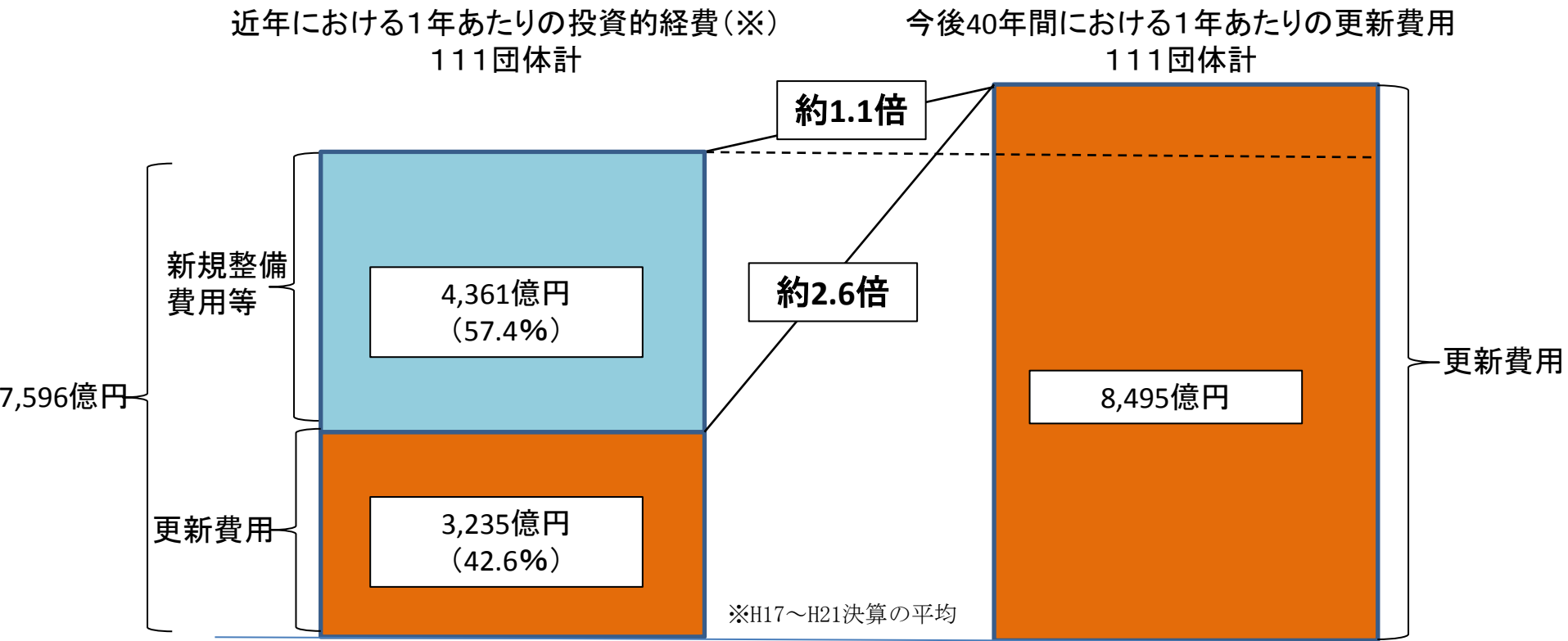
【地方財政状況調査】



# 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 (H24. 3)

○調査対象の111団体の今後40年間における1年あたりの更新費用は、

①現在の投資的経費の約1.1倍、②現在の更新費用の約2.6倍の額になると試算(全ての施設を更新した場合)。(参考)H26地方財政計画上の投資的経費:約11兆円



- 本調査は、市区町村に調査依頼し、回答があった111市区町村をとりまとめたもの。
- 調査の対象は、平成21年度までに建設・整備された市町村の普通会計の公共建築物及びインフラ資産(道路、橋りょう、上下水道)。
- 試算の考え方の概要は次のとおり。
  - ・現在の公共施設をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定。
  - ・この仮定の下で更新を行った場合の40年分の更新費用を合算し、40年で除することにより、1年当たりの更新費用を算出。
  - ・公共施設の面積・延長の数量データに更新単価(公共工事単価等を使用)を乗じることにより将来の更新費用を試算。
  - ・試算は事業費ベースで算出。

# 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果② (H24. 3)

|                                     |               | 公共施設  | 道路    | 橋りょう    | 上水道管  | 下水道管    | 総合計   |
|-------------------------------------|---------------|-------|-------|---------|-------|---------|-------|
| 人口1人当たりの将来の1年当たりの更新費用の見込額<br>(千円/人) | 全国平均値<br>(加重) | 32.9  | 10.0  | 1.9     | 10.7  | 9.9     | 64.0  |
|                                     | 中央値           | 36.6  | 17.9  | 3.1     | 15.4  | 8.3     | 85.6  |
| 現在の既存更新額に対する将来の1年当たりの更新費用の割合<br>(%) | 全国平均値<br>(加重) | 243.6 | 194.5 | 507.3   | 363.4 | 283.1   | 262.6 |
|                                     | 中央値           | 361.5 | 414.1 | 1,130.9 | 521.1 | 1,073.1 | 417.9 |
| 現在の投資額に対する将来の1年当たりの更新費用の割合<br>(%)   | 全国平均値<br>(加重) | 107.3 | 94.5  | 286.4   | 230.0 | 83.9    | 113.1 |
|                                     | 中央値           | 152.1 | 175.9 | 381.0   | 326.9 | 71.8    | 152.7 |

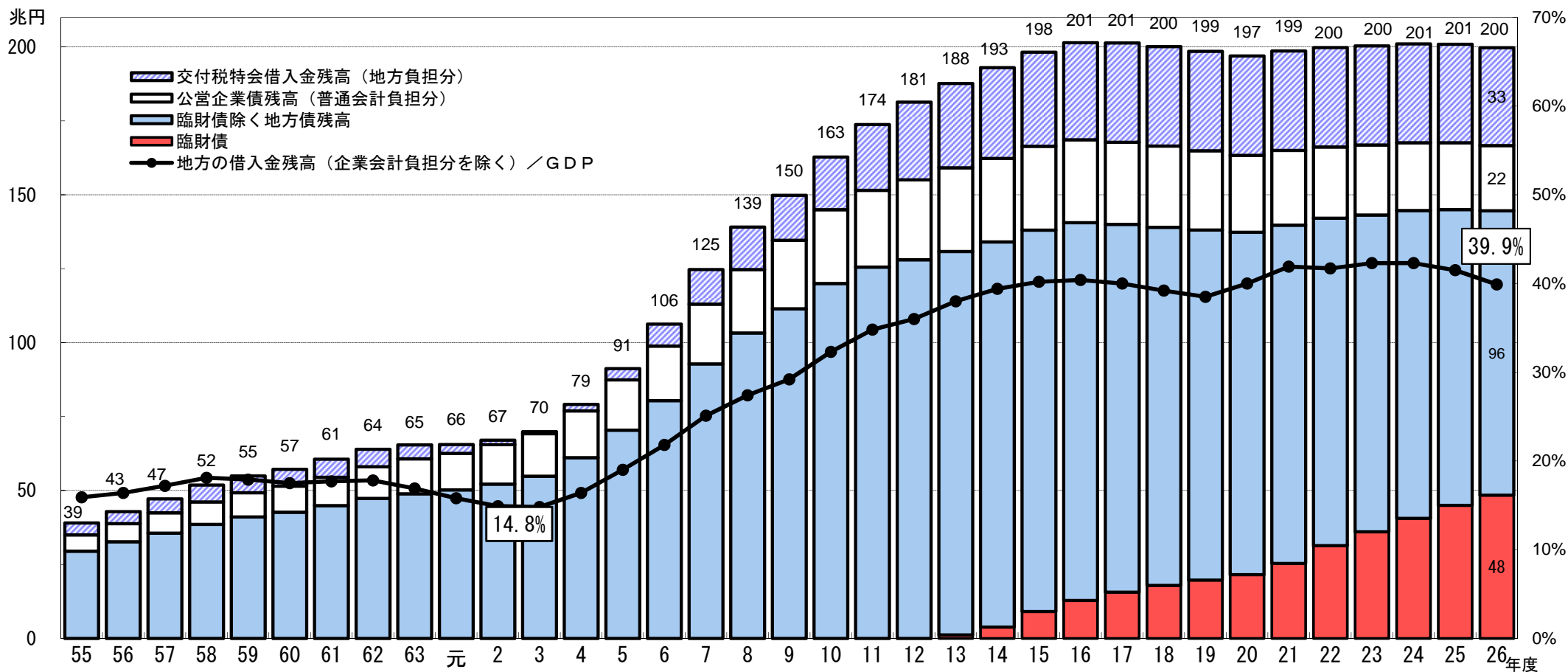
|                     |               | 公共施設<br>延床面積<br>(㎡/人) | 道路面積<br>(㎡/人) | 橋りょう<br>面積<br>(㎡/人) | 上水道管<br>延長<br>(m/人) | 下水道管<br>延長<br>(m/人) |
|---------------------|---------------|-----------------------|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 人口1人当たりの公共施設の延べ床面積等 | 全国平均値<br>(加重) | 3.22                  | 31.99         | 0.26                | 4.09                | 3.60                |
|                     | 中央値           | 3.63                  | 57.61         | 0.41                | 6.27                | 3.94                |

|   |               | 公共施設<br>(建設後30年<br>以上) | 橋りょう<br>(整備後50年<br>以上) | 上水道管<br>(整備後30年<br>以上) | 下水道管<br>(整備後40年<br>以上) |
|---|---------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 老朽化の状況<br>(耐用年数まで10年未満及び耐用年数を超えたものの割合)<br>(%) | 全国平均値<br>(加重) | 43.1                   | 13.2                   | 33.7                   | 9.7                    |
|   | 中央値           | 39.2                   | 12.9                   | 30.3                   | 0.0                    |

|  |               |      |
|--|---------------|------|
| 耐震改修の状況<br>(耐震改修済みの施設及び耐震改修の必要がない施設の割合)<br>(%) | 全国平均値<br>(加重) | 79.6 |
|  | 中央値           | 82.9 |

# 地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、26年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



※1 地方の借入金残高は、平成24年度は決算ベース、平成25年度は実績見込み、平成26年度は年度末見込み。

※2 GDPは、平成24年度は実績値、平成25年度は実績見込み、平成26年度は政府見通しによる。

※3 表示未滿は四捨五入をしている。

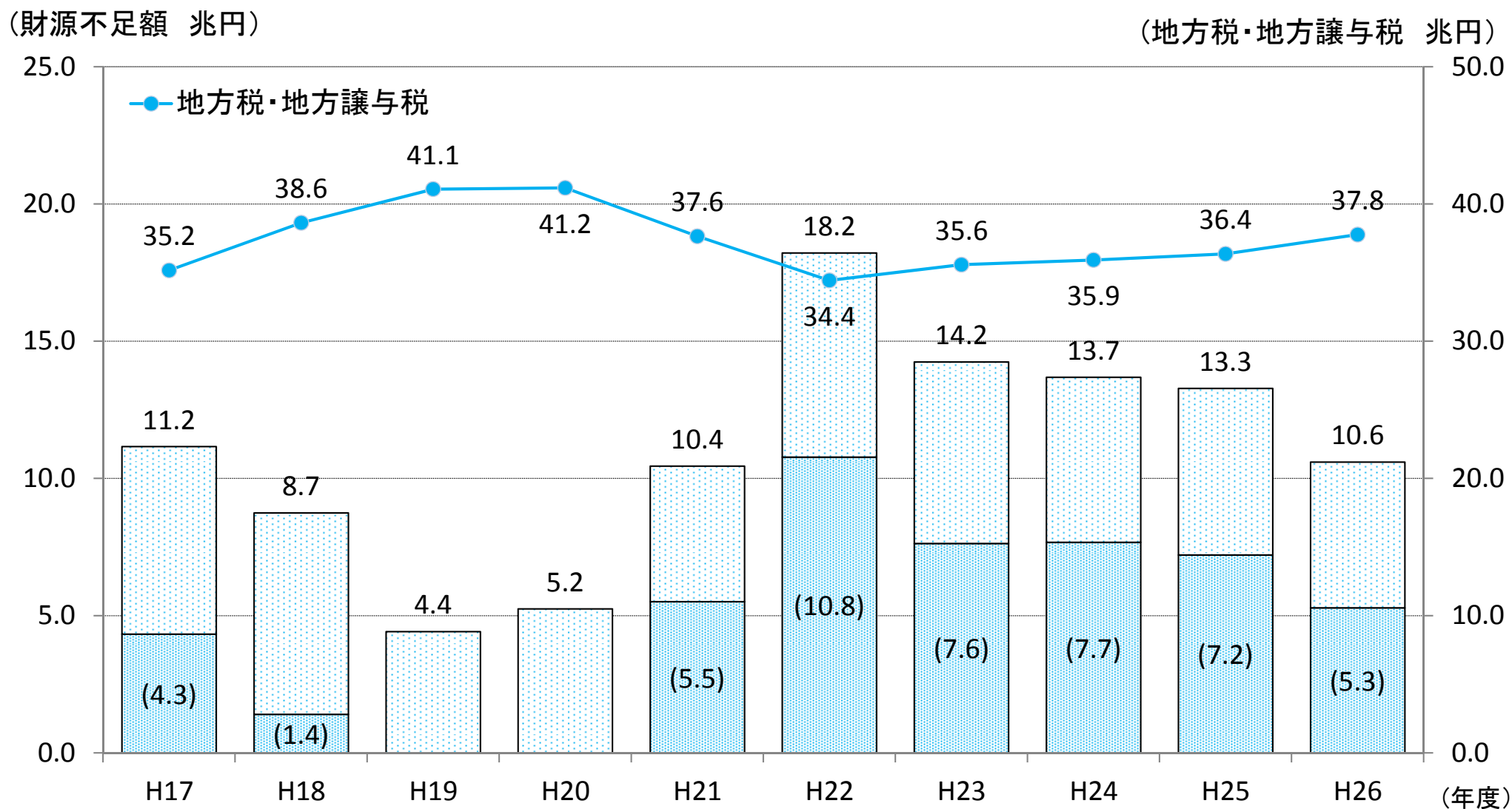
## (参考) 公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

(単位：兆円)

| 年度      | S55 | S56 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 公営企業債残高 | 12  | 13  | 14  | 15  | 16  | 16  | 17  | 18  | 18  | 19 | 20 | 21 | 22 | 24 | 25 | 26 | 28 | 29 | 30  | 31  | 32  | 33  | 33  | 33  | 33  | 32  | 32  | 31  | 30  | 30  | 29  | 28  | 27  | 26  | 25  |

# 地方の財源不足額と地方税収

○ 近年は巨額の財源不足が続いている状況。



※ ( )は折半対象財源不足額。

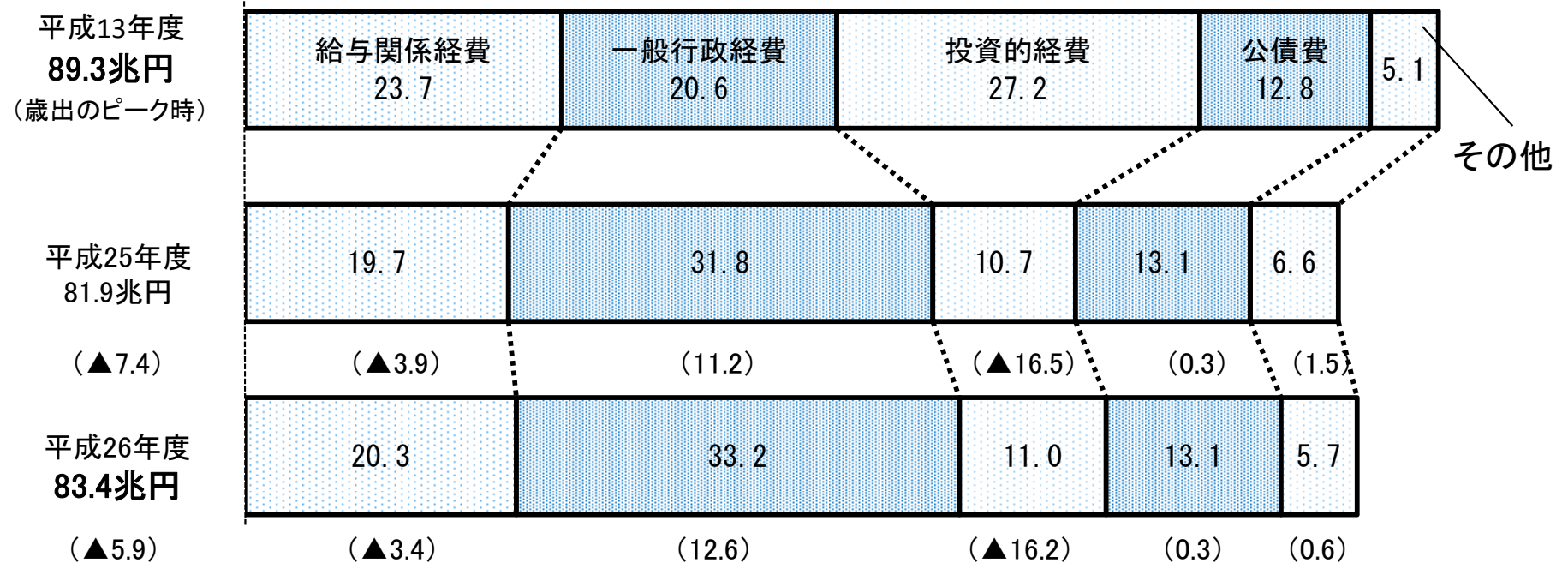


## 近年の財政健全化に向けた取り組み

社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減することにより、総額を縮減

【地方財政計画の推移】

（単位：兆円）



（注）（ ）は平成13年度と平成25, 26年度との増減比較

地方公務員の数 は H6: 328万人 (ピーク時) → H24: 277万人 (51万人、16%の減)

市町村合併の進展等により、市町村の数は半減、議員数も半減、職員数は2割減

# 公共施設等の解体撤去事業に関する調査について（概要）

## 1. 調査の概要

- 平成25年9月1日現在で、解体撤去の意向のある公共施設等について調査（回答団体数：1,786団体）  
（※現地建替等、他の建設事業と一体的に解体撤去を予定している施設は対象外）

## 2. 調査結果の概要

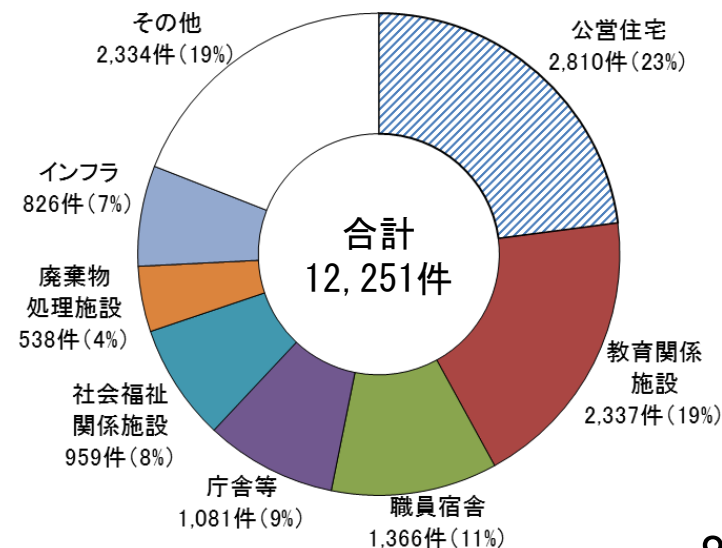
- 全国で12,251件の回答。このうち、1～2年以内に解体撤去の意向がある施設は、3,969件（32.4%）。時期未定のものも5,007件（40.9%）あり、今後、中長期にわたり解体撤去の需要があると考えられる。
- 施設種類別の件数では、公営住宅が2,810施設（22.9%）で最も多く、次いで教育関係施設が2,337施設（19.1%）となっている。
- 施設の築年数については、全国平均で41年となっている。

### 【調査結果の概要（全国計）】

|               | 合計      | 解体撤去の時期    |       |         |       |         |       |
|---------------|---------|------------|-------|---------|-------|---------|-------|
|               |         | 緊急（1～2年以内） |       | 数年程度後   |       | 未定      |       |
| 1 回答施設数（件）    | 12,251  | 3,969      | 32.4% | 3,273   | 26.7% | 5,007   | 40.9% |
| 2 平均築年数（年）    | 41      | 42         |       | 41      |       | 42      |       |
| 3 解体撤去費用（百万円） | 403,944 | 115,411    | 28.6% | 127,567 | 31.6% | 160,965 | 39.8% |

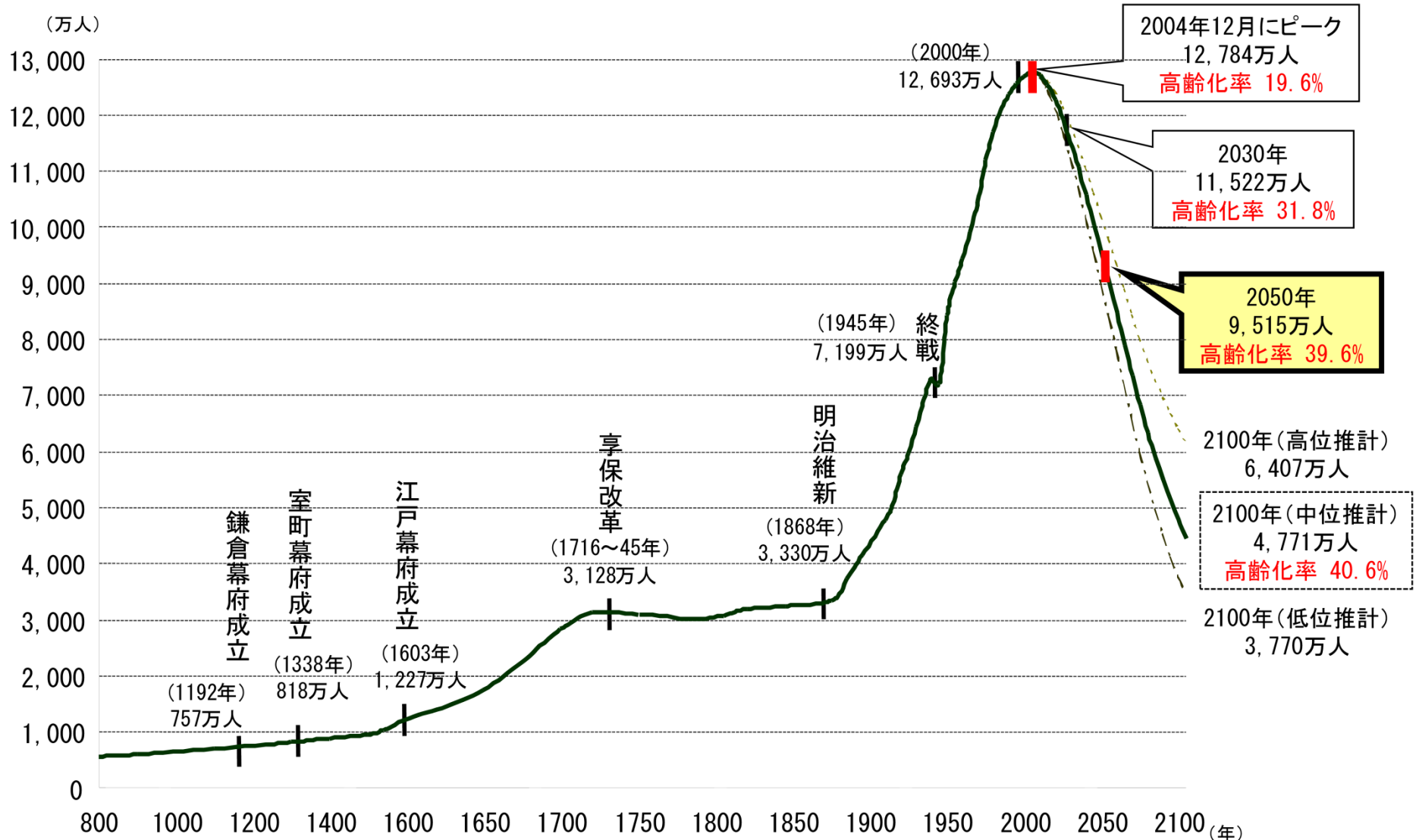
※各欄の値は当該項目の有効回答を集計したものであり、各項目の計は合計に一致しない場合がある。  
※解体撤去費用（概算値）は、各団体からの有効回答を集計したものである。

### 【施設分類別の件数（全国計）】



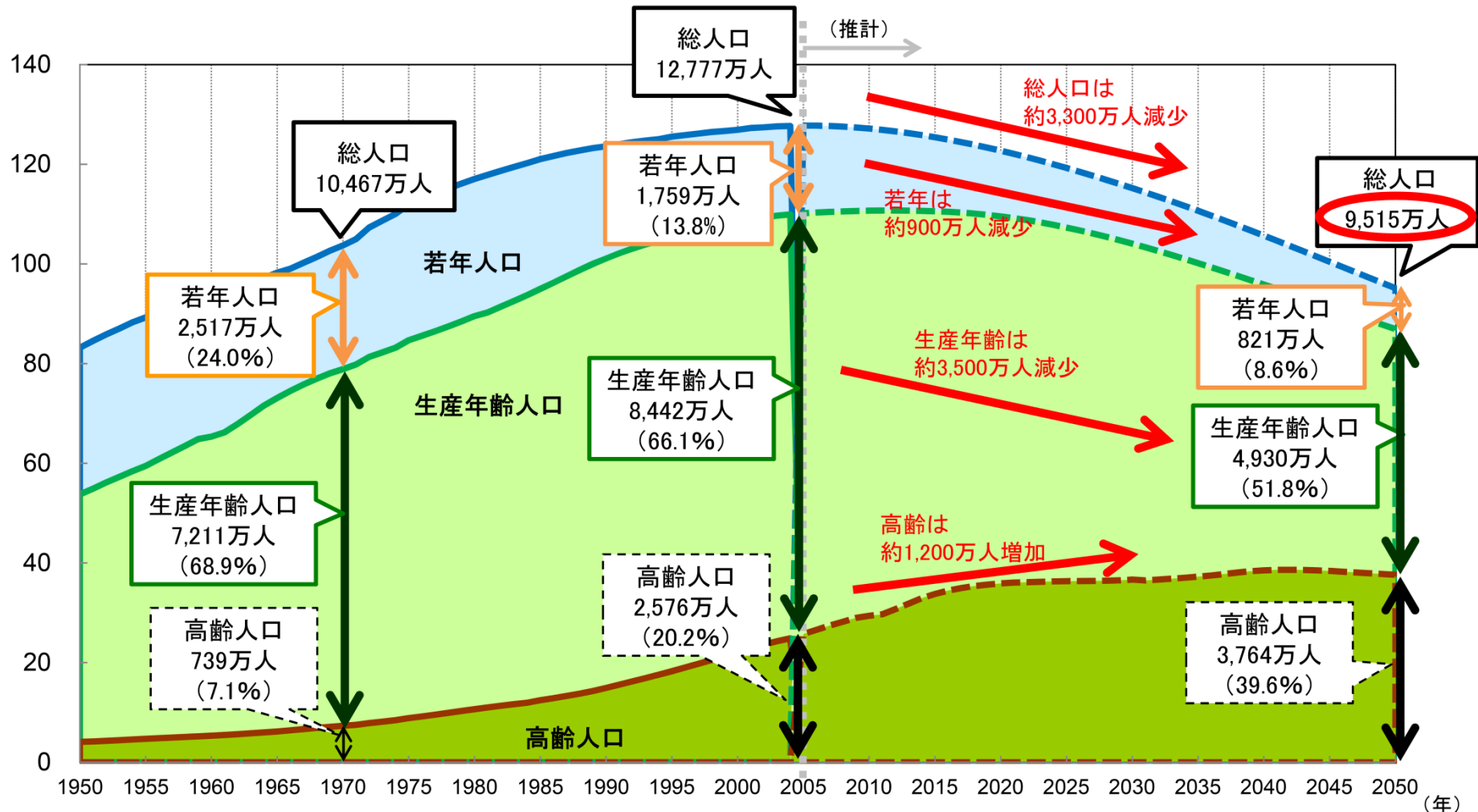
# 我が国における総人口の長期的推移

○ 我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



# 我が国における総人口の推移（年齢3区分別）

- 我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人（約25.5%）減少。
- 高齢人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,500万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約20%から約40%に上昇。



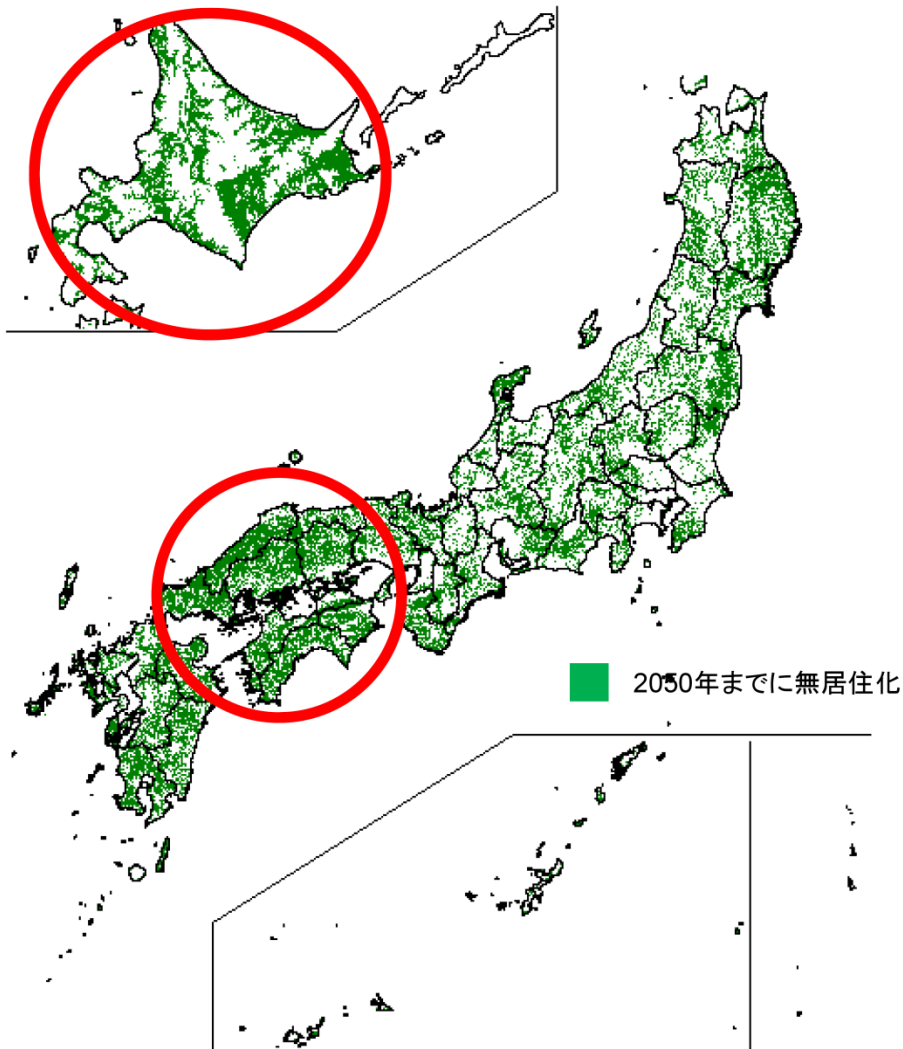
(注1) 「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口  
 (注2) ( )内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

(注3) 2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている  
 (注4) 1950～1969、1971年は沖縄を含まない

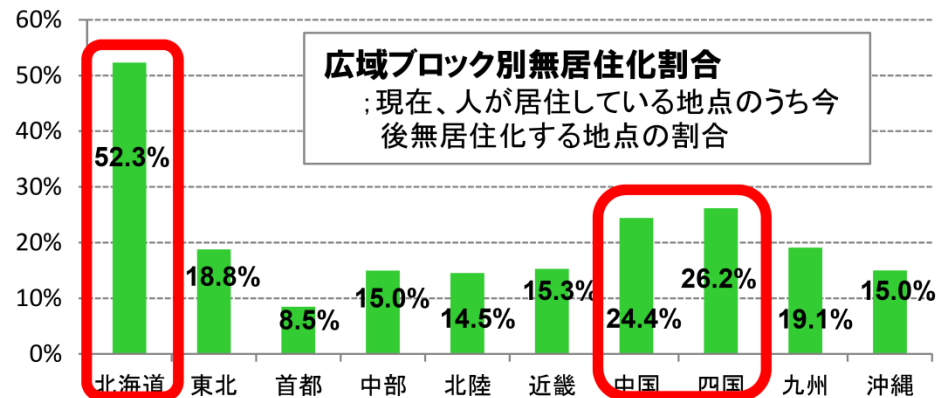
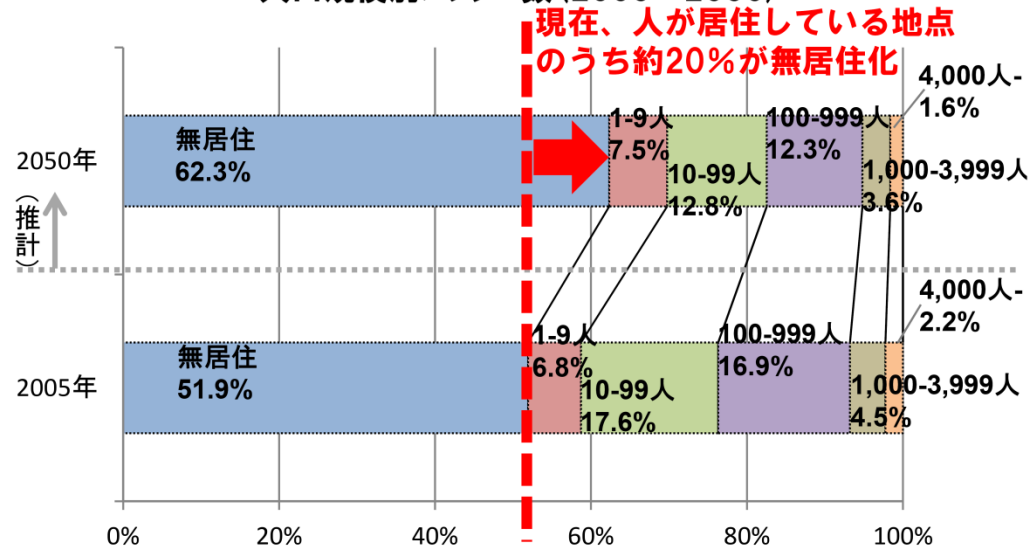
# 居住地・無居住地の推移

- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 現在、国土の約5割に人が居住しているが、約4割にまで減少。

2050年までに無居住化する地点



人口規模別メッシュ数 (2005→2050)



## 2. 国における取組とインフラ 長寿命化基本計画

---



# 公共施設・インフラ更新問題に係る国の動き①

## ① 「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告(総務省行政評価局)(H24)

### 勧告事項(H24.2)

#### (1)法令台帳等の整備

- 1 国土交通省は、施設を適切に維持管理するため、法令台帳等の整備を徹底すること【空港、河川】
- 2 国土交通省は、管理者(地方公共団体)に対し、法令台帳等を適切に整備するよう要請すること【港湾、下水道、河川】

#### (2)定期点検等の実施

- 1 国土交通省は、施設の安全性・信頼性を確保するため、定期点検・補修等の実施について、
  - ① 管理する施設の定期点検・補修等を適切に実施すること【空港、河川】
  - ② 管理者(地方公共団体)に対し、計画的かつ効率的な定期点検・補修等の実施が図られるよう必要な支援等を行うこと【港湾、空港、下水道、河川】
- 2 厚生労働省は、水道事業者等に対し、点検調査・機能診断の計画的かつ効率的な実施が図られるよう必要な支援を行うこと【上水道】

#### (3)長寿命化計画等の策定の推進

- 1 国土交通省は、長寿命化計画の策定等を推進するため、
  - ① ライフサイクルコスト縮減額の算出方法等の検討を計画的に推進すること【港湾】
  - ② 長寿命化を図るための劣化予測手法を取り入れた管理手法について検討すること【空港】
  - ③ 市町村等に対し、長寿命化対策の必要性の周知等の支援を引き続き行うこと【下水道】
  - ④ 維持管理計画を早期に策定すること。また、ライフサイクルコストを最小化するための算出方法等の検討を推進すること【河川】
- 2 厚生労働省は、水道事業者等に対し、マクロマネジメントの実施の必要性等の一層の周知等の支援を行うこと【上水道】

### 改善措置状況(H24.9)

- 1 国土交通省は、不備のあった法令台帳等について、全て修正を終了【空港、河川】
- 2 国土交通省は、管理者(地方公共団体)に対し、法令台帳等を適正に整備するよう要請【港湾、下水道、河川】

- 1 国土交通省は、定期点検・補修等の実施について
  - ① 施設を管理している地方整備局、地方航空局等に対し、定期点検・補修等を適切に実施するよう指示【空港、河川】
  - ② 管理者(地方公共団体)に対し、計画的かつ効率的な定期点検・補修等の実施が図られるよう、講習会の開催等による必要な支援を実施。また、各種会議等により、定期点検・補修等の実施を要請【港湾、空港、下水道、河川】
- 2 厚生労働省は、水道事業者等に対し、簡易支援ツールの提供など、アセットマネジメント導入のためのサポートを行う予定【上水道】

- 1 国土交通省は、長寿命化計画の策定等を推進するため、
  - ① ライフサイクルコストの縮減額の算出方法等について、維持管理費を簡便に算出するためのツールを開発中【港湾】
  - ② 今後、長寿命化を図るための劣化予測手法を取り入れた維持管理手法を確立させる予定【空港】
  - ③ 市町村等に対し、各種会議等において、長寿命化対策の必要性等を周知【下水道】
  - ④ 地方整備局等に対し、長寿命化計画の早期の策定について指示。また、ライフサイクルコストの最小化に向けて、維持管理費の将来推計手法の検討等を推進【河川】
- 2 厚生労働省は、水道事業者等に対し、マクロマネジメントの実施の方法等について周知【上水道】

# 公共施設・インフラ更新問題に係る国の動き②

## ② トンネル等の緊急点検・集中点検(H25)

中央自動車道 笹子トンネル天井板落下事故の発生【H24.12】



【緊急点検】トンネル内道路附属物(ジェットファン、照明、標識等)

| 管理者    | 点検対象トンネル | 点検実施状況<br>(H25.12末) |
|--------|----------|---------------------|
| 国      | 約1,400本  | 100%                |
| 高速道路会社 | 約1,800本  | 100%                |
| 地方公共団体 | 約6,200本  | 97%                 |



トンネル内  
道路附属物点検

【集中点検】主な幹線道路における橋梁、トンネル 等

| 管理者    | 点検対象橋梁 | 点検対象トンネル | 点検実施状況<br>(H25年度末見込み) |
|--------|--------|----------|-----------------------|
| 国      | 約2.8万橋 | 約1,400本  | 完了                    |
| 高速道路会社 | 約1.7万橋 | 約1,800本  | 完了                    |
| 地方公共団体 | 約40万橋  | 約7,200本  | 約8割                   |



橋梁点検



## 公共施設・インフラ更新問題に係る国の動き③

### ③ 「経済財政運営と改革の基本方針」(H25)

「公共投資などの分野への民間参入を促し、民間の資金やノウハウを活用することが重要である。

インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく作ること」から「賢く使うこと」への重点化が問題である。今後は、民間の資金・ノウハウを活用することにより、インフラの運営・更新等の効率化・サービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業については、PPP/PFIを積極的に活用する。

PPP/PFIの抜本改革を通じて公的負担の軽減を図りつつ、民間投資も喚起し、官民連携によるシナジー効果を高め、経済再生や豊かな国民生活に資するインフラの整備・運営・更新を実現する。」

### ④ 「日本再興戦略-JAPAN is BACK」(H25)

○インフラ長寿命化基本計画の策定

- ・本年秋頃までに、国としてのインフラ長寿命化基本計画(基本方針)を取りまとめる。…(略)…
- ・また、基本計画に基づき、国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する。これにより、個別施設ごとの長寿命化計画策定の着実な推進を図り、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現する。
- ・その際、研究開発、実証、導入など開発段階に対応した新技術導入等の計画を明記するとともに、国の体制整備等による自治体の支援を行うこととする。

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

## 1. 目指すべき姿

### ○安全で強靱なインフラシステムの構築

- メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
- 【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等

### ○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

- 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
- 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等

### ○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

- 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
- 【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

## 2. 基本的な考え方

### ○インフラ機能の確実かつ効率的な確保

- メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
- 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

### ○メンテナンス産業の育成

- 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導

### ○多様な施策・主体との連携

- 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

## 3. 計画の策定内容

### ○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）

### ○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

## 4. 必要施策の方向性

|            |  |
|------------|--|
| 点検・診断      | 定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等  |
| 修繕・更新      | 優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等  |
| 基準類の整備     | 施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等   |
| 情報基盤の整備と活用 | 電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等  |
| 新技術の開発・導入  | ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等  |
| 予算管理       | 新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等  |
| 体制の構築      | [国]技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実<br>[地方公共団体等]維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用<br>[民間企業]入札契約制度の改善 等 |
| 法令等の整備     | 基準類の体系的な整備 等   |

## 5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

## インフラ長寿命化基本計画

策定主体：国  
対象施設：全てのインフラ

### 1. 目指すべき姿

- 安全で強靱なインフラシステムの構築
- 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
- メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

### 2. 基本的な考え方

- インフラ機能の確実かつ効率的な確保
- メンテナンス産業の育成
- 多様な施策・主体との連携

### 3. 計画の策定内容

#### ○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針
- 対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見直し／必要施策に係る取組の方向性等

#### ○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画
- 対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用等

### 4. 必要施策の方向性

|            |  |
|------------|--|
| 点検・診断      | 定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等                                 |
| 修繕・更新      | 優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等                               |
| 基準類の整備     | 施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等                            |
| 情報基盤の整備と活用 | 電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等                         |
| 新技術の開発・導入  | ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等         |
| 予算管理       | 新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等                   |
| 体制の構築      | [国]資格・研修制度の充実<br>[地方]維持管理部門への人員の適正配置<br>[民間企業]入札契約制度の改善等 |
| 法令等の整備     | 基準類の体系的な整備等  |

### 5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

安全性や経済性等の観点から必要性が認められる施設

## 行動計画

策定主体：各インフラを管理・所管する者  
対象施設：安全性等を鑑み、策定主体が設定

### 1. 対象施設

- 自らが管理・所管する施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な取組を実施する必要性が認められる施設を策定者が設定

### 2. 計画期間

- 「4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し」を踏まえつつ、「5. 必要施策の取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間を考慮して設定
- 取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、計画を更新し取組を継続・発展

### 3. 対象施設の現状と課題

- 維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、課題を整理

### 4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し

- 把握可能な情報に基づき、中長期的なコストの見直しを明示

### 5. 必要施策に係る取組の方向性

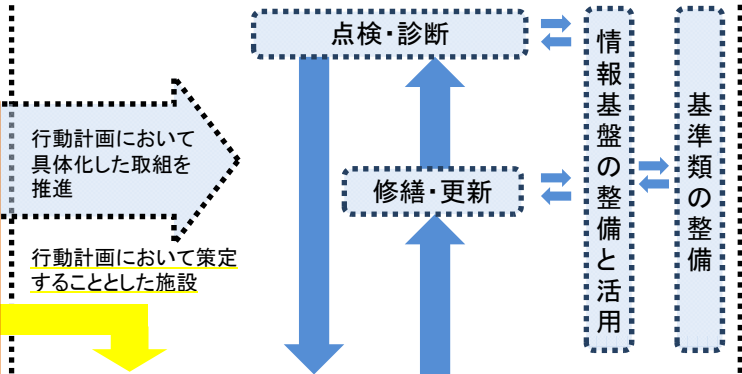
- 対象施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新等のコスト見直し等に照らし、必要性が高いと判断される事項について取組の方向性を具体化

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 点検・診断      | 例) 点検未実施の施設を解消            |
| 修繕・更新      | 例) 緊急修繕を完了                |
| 基準類の整備     | 例) 点検マニュアルを見直し            |
| 情報基盤の整備と活用 | 例) プラットフォームを構築・運用         |
| 個別施設計画の策定  | 例) 対象とした全ての施設で計画を策定       |
| 新技術の開発・導入  | 例) 重要な施設の全てでセンサーによるモニタリング |
| 予算管理       | 例) 個別施設計画に基づき計画的に配分       |
| 体制の構築      | 例) 維持管理担当の技術職員を配置         |
| 法令等の整備     | 例) 維持管理に係る基準を法令で明示        |

### 6. フォローアップ計画

- 行動計画を継続し、発展させるための取組を明記

## <個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルの実施>



## 個別施設計画

策定主体：各インフラの管理者  
対象施設：行動計画で策定主体が設定

### 1. 対象施設

- 行動計画で個別施設計画を策定することとした施設を対象

### 2. 計画期間

- 定期点検サイクル等を踏まえて設定
- 点検結果等を踏まえ、適宜、更新するとともに、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図り、中長期的なコストの見直しの精度を向上

### 3. 対策の優先順位の考え方

- 各施設の状態の他、果たしている役割や機能、利用状況等を踏まえ、対策の優先順位の考え方を明確化

### 4. 個別施設の状態等

- 点検・診断によって得られた各施設の状態について、施設毎に整理

### 5. 対策内容と実施時期

- 各施設の状態等を踏まえ、次期点検・診断や修繕・更新等の対策の内容と時期を明確化

### 6. 対策費用

- 計画期間内に要する対策費用の概算を整理

## <メンテナンスサイクルを支える体制・制度等の充実>





# インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ) ※本文より抜粋

内閣官房HPより

2013年度      2014年度      2015年度      2016年度      2017～2019年度      2020年頃      2021～2029年度      2030年頃

## [長寿命化計画(行動計画)の策定]

長寿命化計画(行動計画)の策定

行動計画に基づき取組を推進

取組の進捗状況や情報・知見の蓄積状況等をふまえ、計画を更新

## [点検・診断]

点検未実施の全対象施設に関し点検・診断を実施

要領等に基づく定期的な点検・診断を実施

## [個別施設毎の長寿命化計画策定]

未策定の施設の計画策定を推進

点検・診断結果や維持・更新状況等をふまえ、計画を更新

## [修繕・更新]

点検・診断結果を踏まえた緊急的な修繕・更新への対応

個別施設毎の長寿命化計画に基づく修繕・更新の実施

## [情報基盤の整備・活用]

電子化フォーマットの統一ルールの明確化

各インフラ情報の電子化、フォーマット統一

各インフラ毎のデータベースの構築・運用

プラットフォームの構築、運用

分析・利活用・共有・発信ルールの明確化

プラットフォーム等を通じた情報の公開

データベース・プラットフォームを活用したデータの蓄積、共有、利活用の推進

- データの蓄積
  - ・構造物の諸元(建設年度、構造形式、規模、費用、施工者等)
  - ・利用状況や気象・災害履歴
  - ・修繕等の履歴(時期、内容、費用、施工者等)
  - ・劣化・損傷状況、健全性
- データの共有、利活用
  - ・地理空間情報との統合
  - ・交通等情報との統合

国内の重要インフラ・老朽インフラの20%でセンサー、ロボット等を活用

新材料の実用化に目途

国内の重要インフラ・老朽インフラの全てでセンサー、ロボット等を活用

点検・補修等のセンサー、ロボット等の世界市場の3割を獲得

## [新技術の開発・導入]

ニーズ・シーズの的確な把握

各種技術研究開発

ICT、センサー、モニタリング、ロボット、監視・観測デバイス、非破壊検査、構造物の性能評価、補修・補強、構造材料の信頼性保証、新材料 等

既存技術も含めた現場での実証・実証結果の分析・評価

随時現場導入

新技術の開発・導入体制の見直し

・研究機関の機能強化  
・評価・認証制度の充実

## [基準類、法令等の整備]

個別施設毎の基準・マニュアル等の見直し

見直された基準・マニュアル等に基づき運用

蓄積された知見・ノウハウに基づき見直し(評価尺度の統一、新技術の導入等)

# 3. 総務省の取組と公共施設等 総合管理計画

---

# 公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進

地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指す。併せて、更新時等における民間事業者の参入促進や国土強靱化の推進を図る。

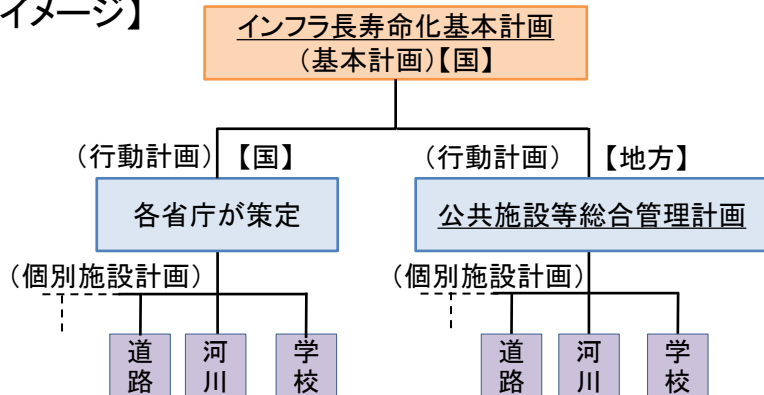
## 取組の内容

### (1) 「公共施設等総合管理計画」の策定要請

(平成26年4月22日総務大臣通知)

地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画を定めるよう要請

#### 【イメージ】



促進

### (2) 「公共施設等総合管理計画」の策定支援

地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定を促進するための支援を実施

#### <支援の内容>

- ・計画策定に当たっての指針を发出
- ・計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)
- ・計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)

#### 【特例期間】

平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75% (資金手当)

#### 【地方債計画計上額】

300億円(一般単独事業(一般)の内数)

※ 計画を実行する上でPPP/PFIは有効な手段であり、計画の策定に際して、積極的な活用を検討を要請

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により、地域社会の実情に合ったまちづくりや国土強靱化の推進にも寄与

# 公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

## 公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

## まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

## 国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

民間からの提案・投資促進

## 公共施設等総合管理計画のポイント

1. 10年以上の長期にわたる計画とする。
2. ハコモノに限らず、地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象とする。
3. 更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載。



## 総合管理計画に記載すべき事項

### 一 公共施設等の現況及び将来の見通し

公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析。

#### 【主な分析項目】

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し(30年程度が望ましい)
- (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

※ これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とする。

## 総合管理計画に記載すべき事項

### 二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。

#### 【主な記載項目】

#### (1) 計画期間（10年以上）

【例】平成24年度から平成33年度の10年間を計画期間とする。ただし、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直すものとする。（名古屋市）

#### (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

【例】平成22年4月に新設された財産経営課が中心となり、関係部局と連携しファシリティマネジメントの推進を図る。また、各取組を効率的、かつ、効果的に推進するため、既存の庁内会議（県有施設建築計画検討会議等）を活かしつつ、財産管理統括課、技術支援担当課、各部局（県営住宅、教育施設、警察本部、企業庁）の施設管理統括課等が連携した推進体制づくりを行う。（神奈川県）

#### (3) 現状や課題に関する基本認識

【例】市設建築物は昭和40年代から60年代を中心に建設が行われ、公共土木施設は昭和30年代の高度経済成長期の始まりを境に集中的に整備されてきた。このため、今後、老朽化する公共施設が急増すると見込まれることから、これに対応した計画的な維持管理が必要である。（名古屋市）

#### (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（次ページ以降で詳述）

#### (5) フォローアップの実施方針

【例】PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、進捗管理や見直しを行い、継続的な取組を行う。また、PDCAサイクルによる評価を踏まえ、基本方針の見直しを行う。（長野県）

### 三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（※ 個別施設計画との整合性に留意。）

施設類型（道路、学校等）ごとに、その特性を踏まえ、管理に関する基本的な方針を記載。24

## 総合管理計画に記載すべき事項

### 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について、管理に関する考え方を記載。

【例】将来の施設整備費を近年と同程度と仮定した場合、持続可能で健全な施設の維持管理には、現在の保有資産量から床面積で約1割程度の削減が必要と試算される。保有資産量を減らしても適切なサービスを提供できるようにするためには、施設毎の機能や利用実態を踏まえて、類似・重複した機能の統合や施設の集約化など、効率的、効果的な整備を図る必要がある。（名古屋市）

#### 【記載事項】

##### ① 点検・診断等の実施方針

【例】長期保全計画の作成にあたっては、劣化診断を実施し、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設間における保全の優先度を判断します。（群馬県）

##### ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【例】各整備内容ごとの計画保全の時期を過ぎた既存施設について、リニューアル改修や改築に至る前に施設の安全性や、快適性を含む施設の運営に重大な支障をきたすことのないよう、応急保全を実施する。実施にあたっては、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に改修・更新する。（名古屋市）

##### ③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載。

## 総合管理計画に記載すべき事項

### 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### （４）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### 【記載事項（その２）】

##### ④ 耐震化の実施方針

【例】神戸市耐震改修促進計画が定める一般営繕施設について、27年度までに、耐震化率100%の目標を達成するために計画的・効果的な施設整備を図るなどの実践支援をする。（神戸市）

##### ⑤ 長寿命化の実施方針

【例】「長寿命化対象施設」は、現行の平均的な40年の建替え周期を65年へと延長して設定し、経済的且つ効果的な保全措置を講じて築後平均使用年数を延長し、40年で建替える場合に比して、LCC(ライフサイクルコスト)を5カ年で30%以上低減し、次の5カ年も同様とする。（神戸市）

##### ⑥ 統合や廃止の推進方針

【例】施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進する。（さいたま市）

##### ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

【例】多岐にわたるファシリティマネジメント業務を推進するにあたって、職員一人ひとりが、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指す戦略的取組が必要である。そのために、施設ごとにファシリティマネジメント推進員を設置し、ファシリティマネジメントに必要な研修を実施するなど、必要な取組を行う。（静岡県）

## 総合管理計画策定にあたっての留意事項

### 一 行政サービス水準等の検討

- あるべき行政サービス水準を検討。

【例】市が施設を保有し続ける必要性など、施設の適正化について検討します。（相模原市）

### 二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

- まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態や現状における取組状況に基づき策定。
- 不断の見直しを実施し順次充実。

### 三 議会や住民との情報共有等

- 議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定。

【例】持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、市民と行政が施設に関する情報と問題意識を共有することが重要である。公共施設を利用し、または支えている多くの市民と行政が問題意識を共有し、将来の公共施設のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報を積極的に開示する必要がある。（名古屋市）

### 四 数値目標の設定

- 計画の実効性を確保するため、目標の定量化に努める。

### 五 PPP/PFIの活用について

- 民間活力の活用のため、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努める。
- PPP/PFIの積極的な活用を検討。

【例】PPPなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。（さいたま市）

### 六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

- 圏域の市区町村の公共施設等も念頭に、広域的視野をもって総合管理計画を検討。

【例】公共施設の最適化を図るにあたっては、あらゆる用途の施設を全て自前で整備するフルセット主義を前提とするのではなく、近隣市と公有財産（施設等）を相互利用するなどの基礎自治体間の広域的な連携や、民間との連携による民間施設を活用した公共サービスの提供なども検討し、幅広い視点から市民ニーズに対応していきます。（堺市）

### 七 合併団体等の取組について

- 合併団体や過疎地域等においては、特に早急に総合管理計画の策定を検討。



## その他

### 一 「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)について

総合管理計画は、平成25年11月29日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」における地方公共団体においてインフラ長寿命化計画(行動計画)に該当。

### 二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となる。

### 三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を参考にされたい。

### 四 更新費用試算ソフトの活用について

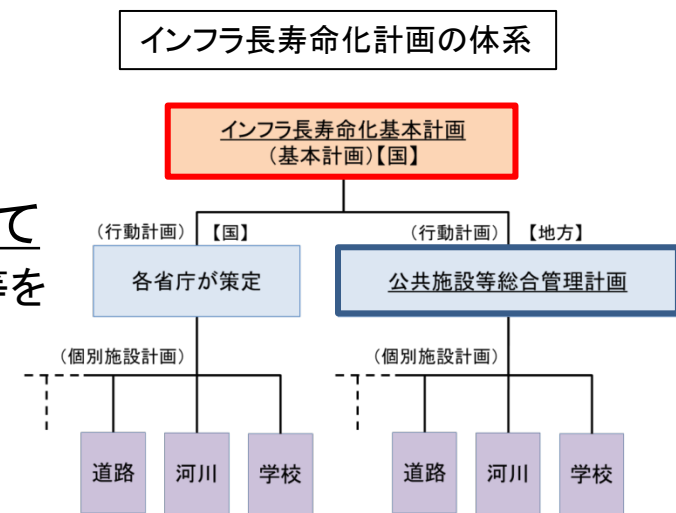
更新費用試算ソフトを必要に応じ活用。

### 五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率1/2)計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)

### 六 地方公会計(固定資産台帳)との関係

固定資産台帳は、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用可能であり、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。



# 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑧

## その他

### 三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

#### 公共施設マネジメント取組状況調査結果（H26.1）

※ 東京都大島町は無回答（台風災害のため）

| 区分                      | 合計            | 都道府県         | 指定都市         | 指定都市以外の<br>市区町村 |             |
|-------------------------|---------------|--------------|--------------|-----------------|-------------|
|                         | 団体数<br>(構成比)  | 団体数<br>(構成比) | 団体数<br>(構成比) | 団体数<br>(構成比)    |             |
| 回答団体数                   | 1,788         | 47           | 20           | 1,721           |             |
| H25年度までに基本方針を策定         | 334 (18.7%)   | 30 (63.8%)   | 17 (85.0%)   | 287 (16.7%)     |             |
| H26年度に基本方針を策定(予定)       | 117 (6.5%)    | 7 (14.9%)    | 3 (15.0%)    | 107 (6.2%)      |             |
| 現在までに取組開始またはH26度までに取組予定 | 1,327 (74.2%) | 40 (85.1%)   | 20 (100.0%)  | 1,267 (73.6%)   |             |
| 公共施設マネジメントの主管課が決定       | 707 (39.5%)   | 22 (46.8%)   | 17 (85.0%)   | 668 (38.8%)     |             |
| 主管課                     | 財産管理担当課       | 300 (42.4%)  | 14 (63.6%)   | 7 (41.2%)       | 279 (41.8%) |
|                         | 財政担当課         | 94 (13.3%)   | 0 (0.0%)     | 1 (5.9%)        | 93 (13.9%)  |
|                         | 行革担当課         | 93 (13.2%)   | 2 (9.1%)     | 2 (11.8%)       | 89 (13.3%)  |
|                         | 企画政策担当課       | 143 (20.2%)  | 0 (0.0%)     | 2 (11.8%)       | 141 (21.1%) |
|                         | その他           | 77 (10.9%)   | 6 (27.3%)    | 5 (29.4%)       | 66 (9.9%)   |

# 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑨

## 先進団体の事例(さいたま市の事例①)

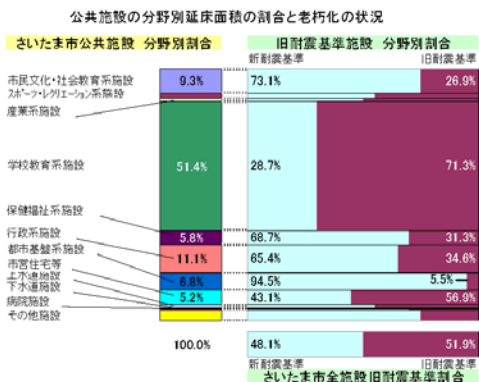
### 現状と課題

#### 多くの公共施設を保有している

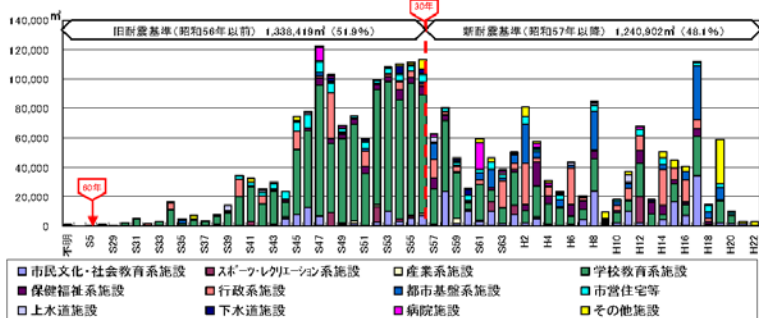
- 施設数：約1,700施設
- 建物の床面積：約260万㎡
- 建物の床面積割合：
  - 学校教育系 約51%
  - 行政系 約11%
  - 市民文化・社会教育系 約9%

#### 今後、大規模改修や建替えの大きな波が訪れる

- 昭和40～50年代築の建物が多い
- 旧耐震基準の建物の床面積割合は約52%
- 特に学校、市営住宅などで老朽化が進展



公共施設の建築年別の床面積の状況



人口・ニーズ

#### 今後、急速に少子高齢化が進展しつつ人口が増加から減少に転ずる

- 全国の政令市の中でトップスピードで高齢化と少子化が同時進行
- 平成27～32年を境に人口減少に転ずる

#### 地区によって傾向が大きく異なる

- 市平均地域、郊外型高齢化進展地域、都心型高齢化進展地域、若年層集積地域など、地区により傾向が異なる

市全体の人口動態(推計)及び「市平均地域」の例

#### さいたま市

総人口(単位千人・%)

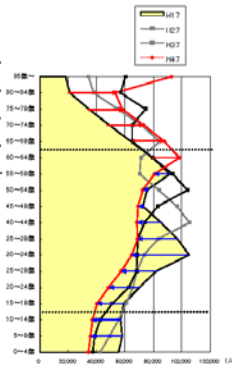
|     |                 |
|-----|-----------------|
| H17 | 1,176 千人        |
| H27 | 1,210 千人 102.9% |
| H37 | 1,194 千人 101.5% |
| H47 | 1,142 千人 97.1%  |

(%)はH17年を基準)

#### 高齢化率

(65歳以上人口比率)

|     |       |
|-----|-------|
| H17 | 15.9% |
| H27 | 23.4% |
| H37 | 27.0% |
| H47 | 32.0% |



### 公共施設マネジメントの必要性

#### 公共施設の改修・更新コストの大幅な増加による破綻回避の必要性

- 従来の延長では破綻または他の行政サービスに重大な影響を及ぼす
- 更新の波が訪れる前、早期にマネジメントに取り組む

#### 全庁的なデータの整理・収集・管理体制整備の必要性

- 公共施設に関するフルコストや利用・効果に関するデータの収集・分析が必要
- データが所管部局で個別に保有・管理され不統一

#### 全市的・総合的な視点での優先順位付け、選択と集中の必要性

- 既存の公共施設のすべてを維持することは困難
- 全市的・総合的な視点での優先順位付け、選択と集中による資源の効果的活用も必要

#### 市民との情報・問題意識の共有、協働での取り組みの必要性

- 市民と情報・問題意識を共有し、市民の理解を得るとともに、市民の施設の管理運営への参加しやすい環境整備が必要
- 民間のノウハウや活力を取り入れることも必要

財政

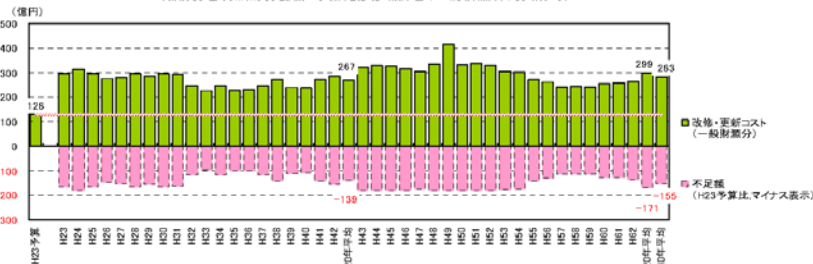
#### 投資的経費全体を抑制する一方、改修・更新コストは増加傾向

- 平成18～20年度の市民関連施設にかかる投資的経費は横ばい
- 一方で維持補修・改修経費は増加傾向

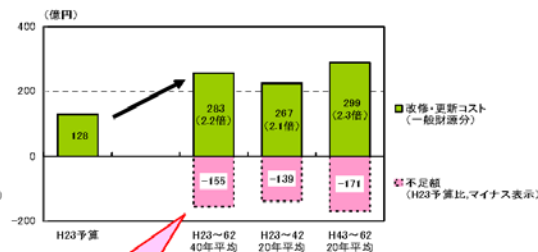
#### 今後、さらに大幅に改修・更新コストが増加し、多額の財源不足に

- 現状の施設を維持すると、今後40年の年平均で155億円の財源不足(投資額(一般財源)が同じなら45%しか維持できない)

現状の公共施設の改修・更新にかかる経費(一般財源分)の単見み



現状と今後40年(及び前半20年・後半20年)の平均との比較



一般財源ベースで年平均155億円の不足



## 先進団体の事例(さいたま市の事例②)

### 全体方針

#### 「さいたま方式」の次世代型公共施設マネジメントの確立・発信

##### ・さいたま市の地域特性を反映した公共施設マネジメント

- ・県庁所在地の政令指定都市であること
- ・旧4市の合併市であること
- ・高齢人口の急増が見込まれること

##### ・さいたま市オリジナルの取組みを前提とした公共施設マネジメント

- ・すべての公共施設を対象とすること
- ・トップマネジメントによって推進すること
- ・数値目標を明示すること
- ・財政と連動させること
- ・モデルケースを推進力とすること
- ・市民との問題意識の共有・協働を推進すること

##### ・中長期的な視点からのマネジメント

- ・ライフサイクルコストの把握・管理に基づく、長期的なマネジメント
- ・人口動態・人口構成の変化による需要・ニーズの変化に対応したマネジメント
- ・時代の要請に対応したマネジメント
- ・あるべき姿を踏まえた計画的・戦略的なマネジメント
- ・公共施設マネジメント基本条例の制定等を含めた、中長期的な枠組みによるマネジメント

##### ・全庁を挙げた問題意識の共有と体制整備によるマネジメント

- ・トップマネジメントによるマネジメント
- ・数値目標の明示、施設の現状の把握と問題意識（切迫感）の共有、PDCAを前提としたマネジメント
- ・個別計画との整合・調整を踏まえたマネジメント

##### ・財政と連動した実効性の高いマネジメント

- ・施設の維持管理・改修・更新にかかるコストの実態を踏まえたマネジメント
- ・今後の改修・更新にかかるコスト試算が財政に与える影響を踏まえたマネジメント
- ・予算編成方式を含めた実効性の高いマネジメント

##### ・施設の実態を踏まえ、「機能重視型」・「ネットワーク型」に転換するマネジメント

- ・「施設重視型」から「機能重視型」に転換するマネジメント
- ・「フルスベック型」から「ネットワーク型」に転換するマネジメント
- ・施設の実態を踏まえたマネジメント
- ・適切な評価指標を用いたマネジメント
- ・システム化等による一元化したマネジメント
- ・「機能複合化」・「用途見直し」を含むマネジメント

##### ・市民・民間事業者との問題意識の共有・協働を推進するマネジメント

- ・白書発行による市民等との問題意識の共有を踏まえたマネジメント
- ・受益者負担と管理方法のバランスを図るマネジメント
- ・施設の維持管理・運営に市民の参加を促進するマネジメント
- ・PPPの推進によるマネジメント

#### 【ハコモノ三原則】

##### ■新規整備は原則として行わない（総量規制の範囲内で行う）

- ・長寿命化、アセットマネジメントなど適正な管理を行い、既存施設の有効活用を図り、新規整備は原則として行わない。
- ・新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行う。

##### ■施設の更新（建替）は複合施設とする

- ・施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。
- ・複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。
- ・施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進する。

##### ■施設総量（総床面積）を縮減する（40年間で15%程度の縮減が必要）

- ・本市の施設全体の総床面積を40年間で15%程度縮減することが必要であり、スクラップアンドビルドを徹底する。
- ・総人口が今後25年で5%減少することを踏まえ、施設を更新する際には、床面積を縮小することを基本とする。
- ・旧市単位で設置され重複している施設、分野（小分類）を超えて重複している機能（会議室、ホール等）については、統合・整理を検討する。
- ・稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討する。
- ・改修・更新コスト、維持管理コストを縮減する。

#### 【インフラ三原則】

##### ■現状の投資額（一般財源）を維持する

- ・少子高齢化、人口減少に対応した持続可能な都市づくりを推進する。
- ・本市のインフラは十分な水準に達していないため、現状の投資額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施する。

##### ■ライフサイクルコストを縮減する

- ・長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進する。
- ・PPPなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。
- ・道路や公園などの公共空間の立体利用や公共空間の有効活用により、コストの縮減及び自主財源の確保を図る。

##### ■効率的に新たなニーズに対応する

- ・バリアフリー、環境、防災などの新たなニーズに対しては、効率的な整備・対応を推進する。

## その他

### 四 更新費用試算ソフトの活用について

更新費用試算ソフトにより、公共施設等の整備状況の可視化や将来の更新費用の試算などを行うことが可能であり、公共施設マネジメントにも資する。

#### <試算の考え方>

総務省HPからアクセス可能  
<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>

#### ◆ 推計の対象

1. 市町村の公共施設（普通会計の建築物及び病院）及びインフラ資産（道路、橋りょう、上水道及び下水道）

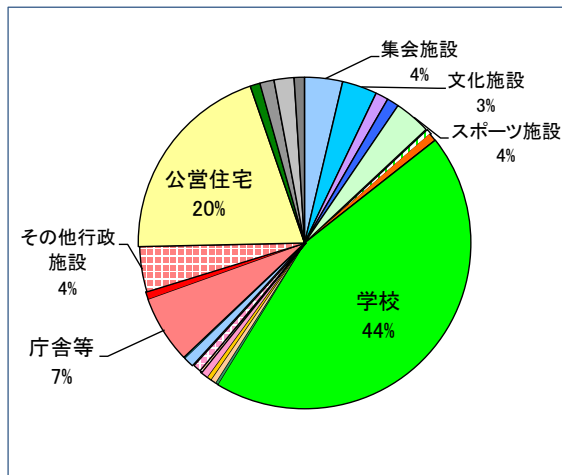
#### ◆ 推計の手法

1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
3. 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
4. これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較

|      | 更新の考え方             | 数量      | 資料          |
|------|--------------------|---------|-------------|
| 公共施設 | 60年で建替え（30年で大規模改修） | 延床面積（㎡） | 公有財産台帳      |
| 道路   | 15年で舗装部分の更新（打換え）   | 面積（㎡）   | 道路施設現況調査    |
| 橋りょう | 60年で架替え            | 面積（㎡）   | 道路施設現況調査    |
| 上水道管 | 40年で更新             | 延長（m）   | 水道統計調査      |
| 下水道管 | 50年で更新             | 延長（m）   | 下水道事業に関する調書 |

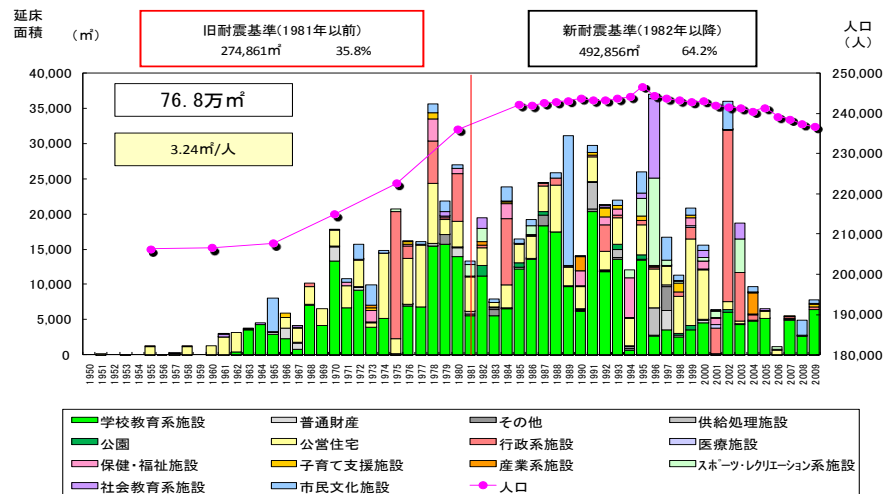
## 更新費用試算ソフトによる試算イメージ

### 公共施設の建物面積の内訳



- 集会施設
- 文化施設
- 図書館
- 博物館等
- スポーツ施設
- レジャー・保養施設
- 保養施設
- 産業系施設
- 学校
- その他教育施設
- 幼保・こども園
- 幼児・児童施設
- 高齢福祉施設
- 障害福祉施設
- 児童福祉施設
- 保健施設
- その他社会福祉施設
- 医療施設
- 庁舎等
- 消防施設
- その他行政施設
- 公営住宅
- 公園
- 供給処理施設
- その他

### 公共施設の築年別整備状況

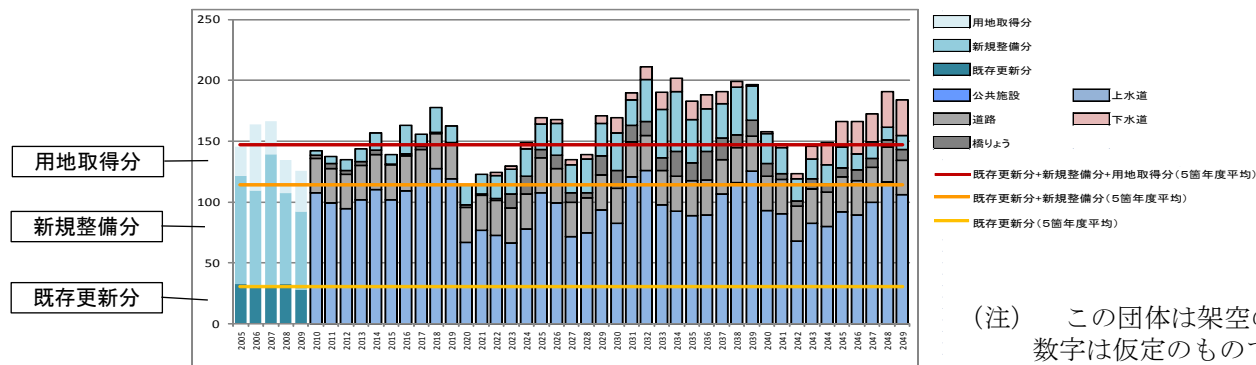


## 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算

このグラフはインフラ資産及び公共施設の将来の更新費用の試算結果の合計を示したものである。

40年間整備額 6,455.9 億円

1年当たり整備額 161.4 億円



(注) この団体は架空のものであり、数字は仮定のものであります。

## その他

### 五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法改正）

〔 平成26年度以降当分の間、充当率75%（資金手当）  
平成26年度地方債計画計上額 300億円（一般単独事業債（一般）の内数） 〕

#### 【参照条文】

##### ○地方財政法（抜粋）

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第三十三条の五の八 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

##### ○地方債に関する省令（抜粋）

（法第三十三条の五の八の計画に定める事項）

第二条の十四 法第三十三条の五の八に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 地方公共団体における公共施設等（法第三十三条の五の八に規定する公共施設等をいう。）の現況及び将来の見通し
- 二 地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 公共施設等総合管理計画の提出

- 事務連絡発出に際して提示した確認リストにより、各団体において適債性を確認する。
- 公共施設等総合管理計画の策定は、適債性の要件となっているため、総務省（市町村分については各都道府県の市町村担当課）においても、地方債の同意等に当たり、計画が指針に合致しているかを確認。
- スケジュール ※ 詳細は、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画の提出について」（平成26年5月22日財務調査課事務連絡）に記載。

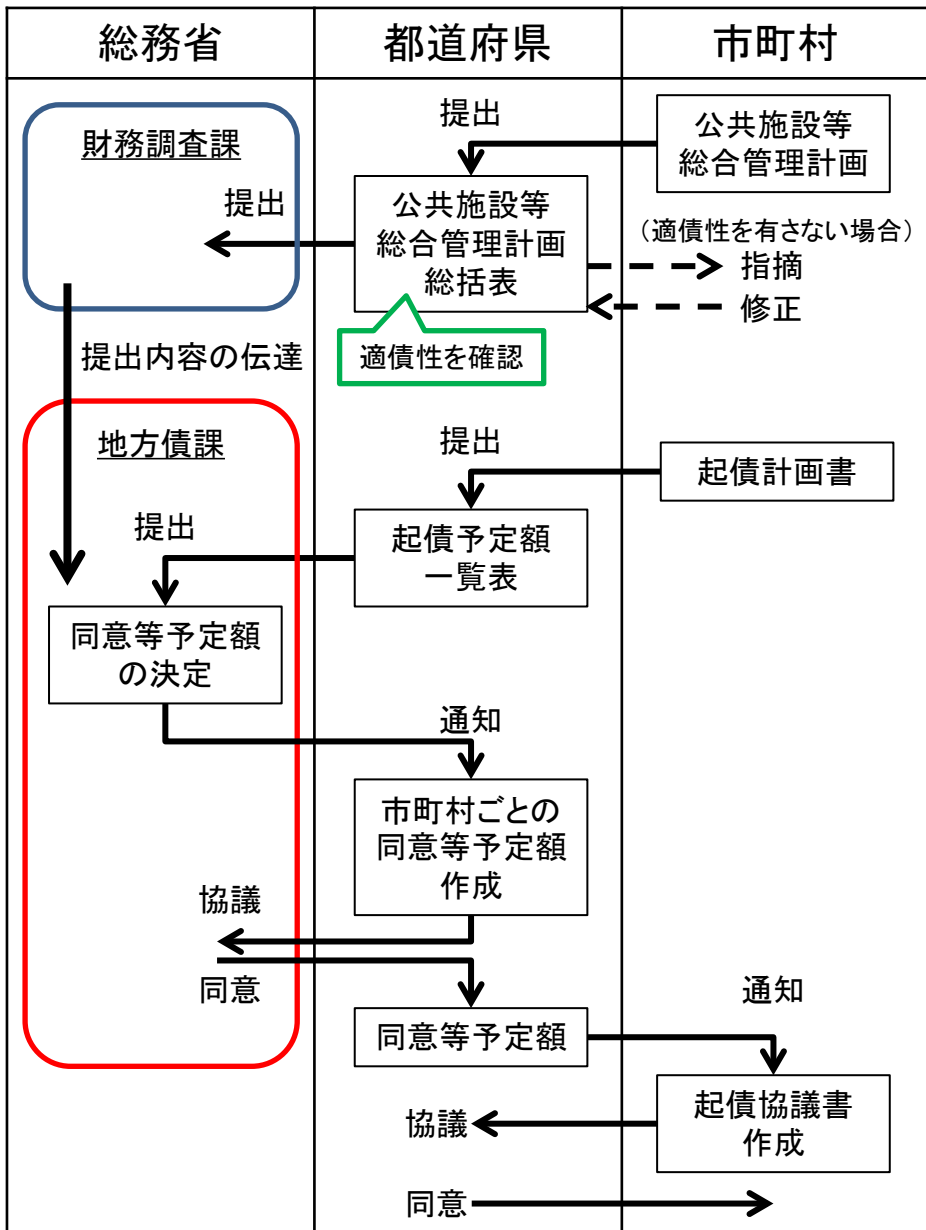
（簡易協議等） 第1次分から

（届出・報告） 条件決定日が7月のものから

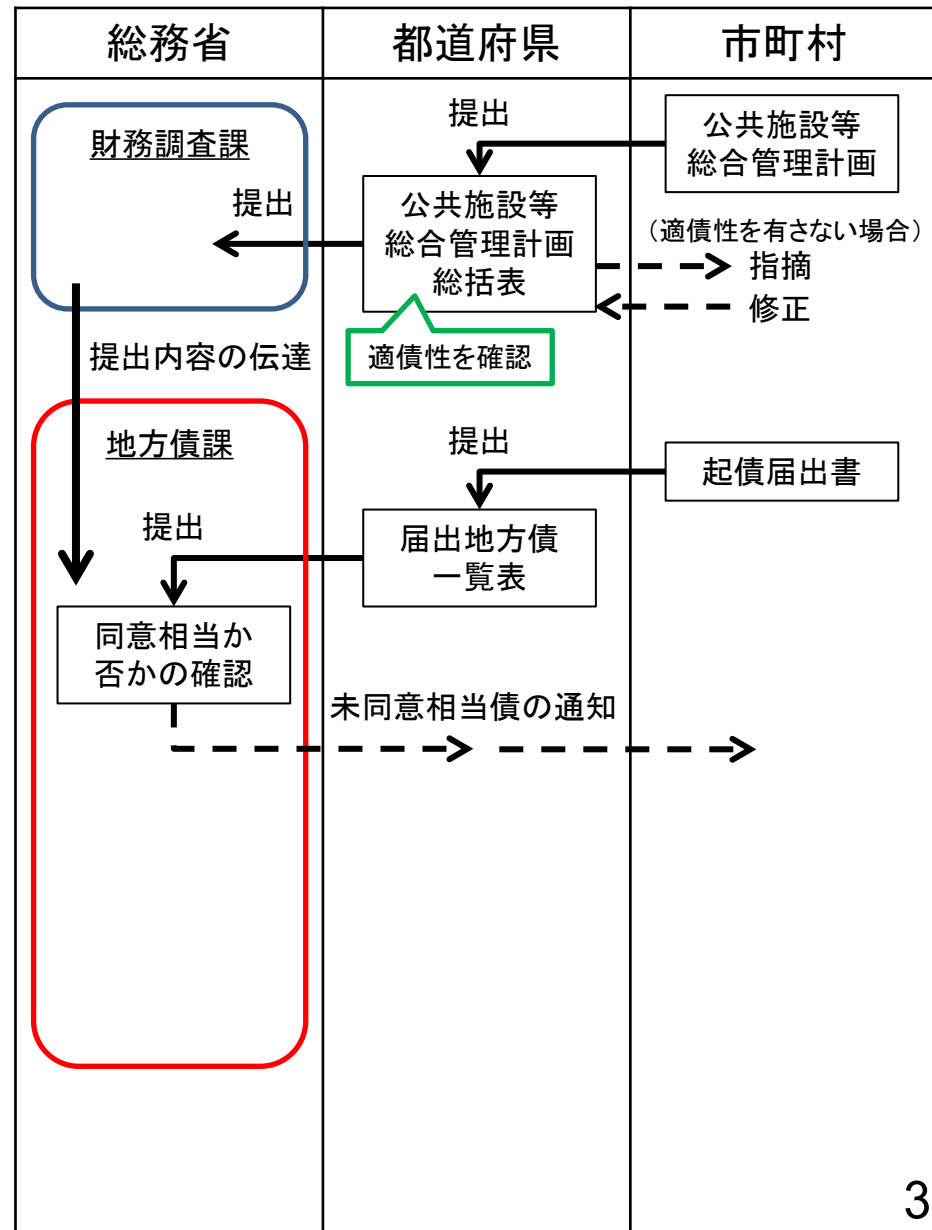
} 6月上旬提出締切

# 公共施設等の除却に係る地方債に関する手続き（市町村分イメージ）

## 簡易協議の場合

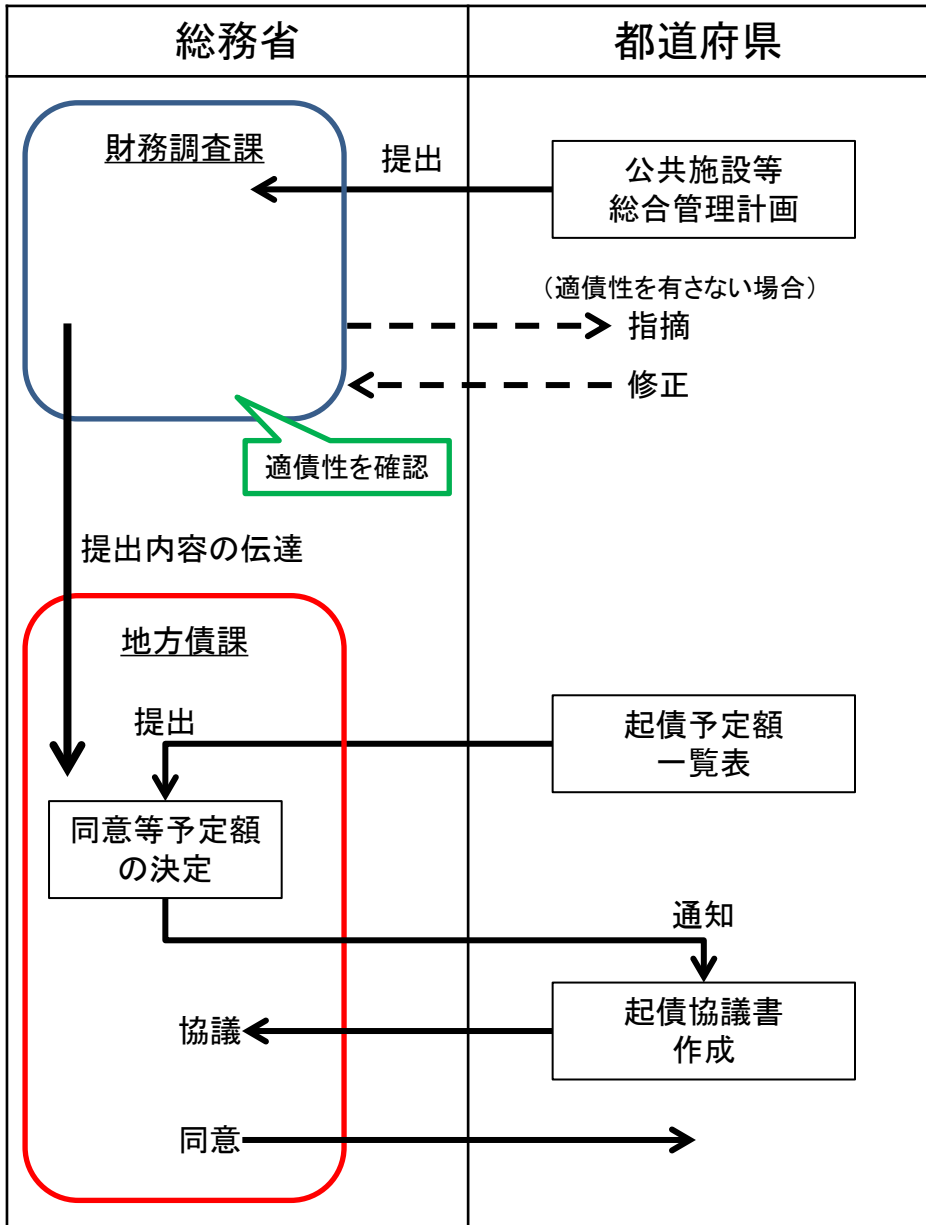


## 届出の場合

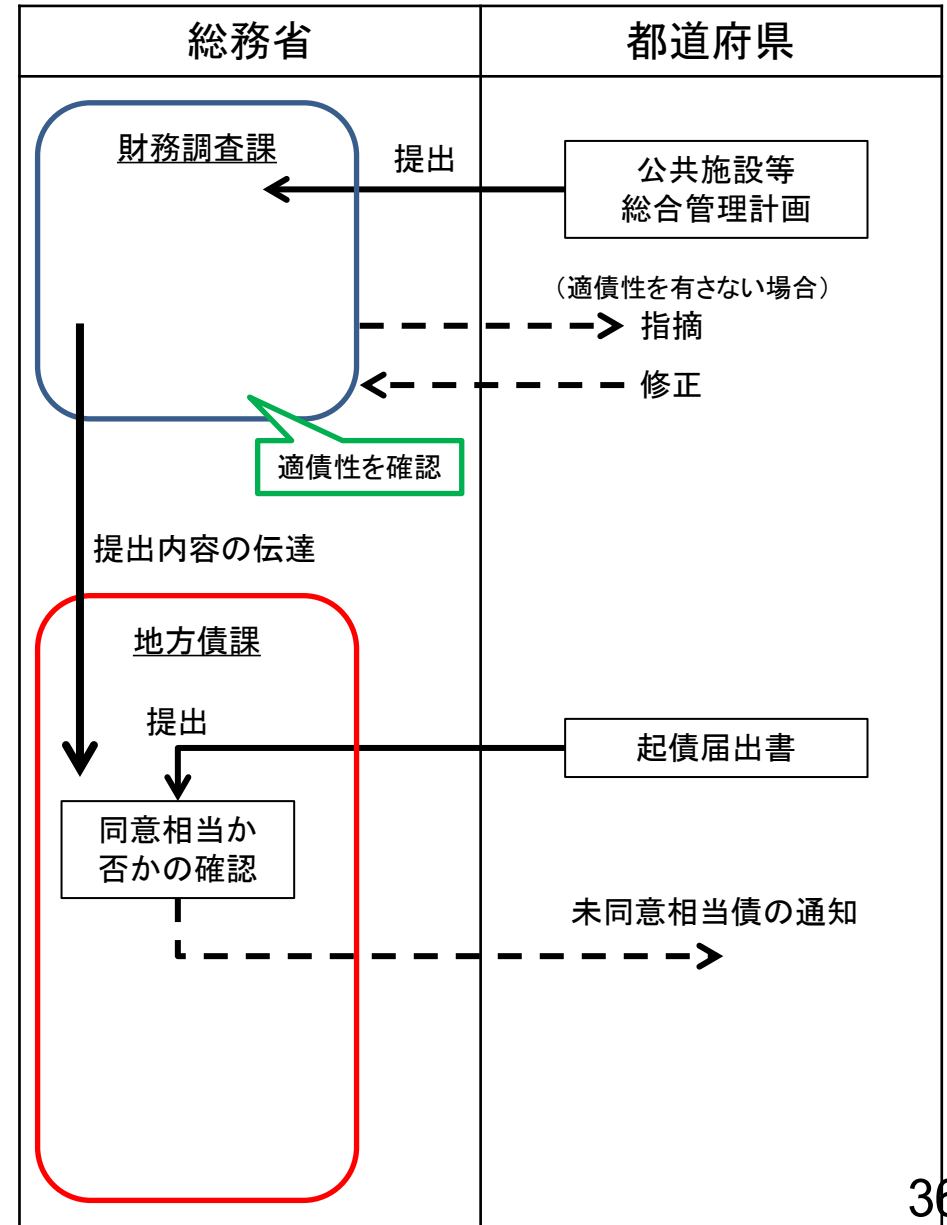


# 公共施設等の除却に係る地方債に関する手続き（都道府県分イメージ）

## 簡易協議の場合



## 届出の場合





## その他

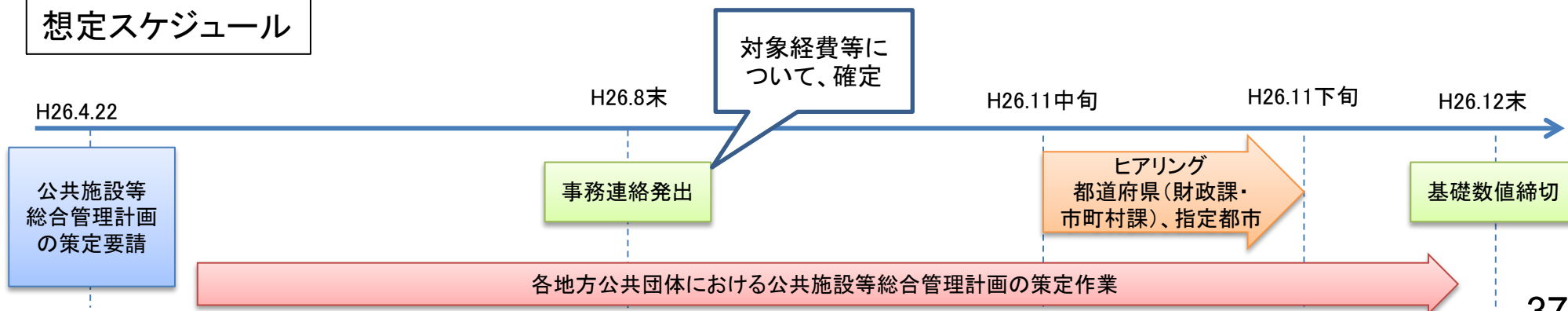
### 五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置（措置率1／2）

- ◆ 平成26年度からの3年間（平成26年度は3月分）
- ◆ 措置率1／2
- ◆ 特別交付税措置の対象となる計画であることを確認リストにより確認（総務省及び各都道府県）。
- ◆ 対象経費の例（今後更に詳細を検討するため、対象経費の追加・変更がありうる）

- 先進自治体視察、職員研修に要する経費（旅費等）
- 専門家等を交えた研究会の実施、専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）
- 近隣団体との連携検討・協議に要する経費（旅費、施設利用料等）
- 施設情報の整理・一元化等に要する経費（賃金等）
- 市民への普及・啓発活動等に要する経費（印刷費、施設利用料等）
- 計画の作成に要する事務費（印刷費、消耗品費等） ※ これらの対象経費は、委託料として支出する場合も含む。

### 想定スケジュール



その他

六 地方公会計（固定資産台帳）との関係

固定資産台帳は、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用可能であり、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

固定資産台帳とは

固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿。所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに地方公共団体の保有する財産（固定資産）の適切な管理及び有効活用に役立つ。

公有財産台帳との主な相違点

|         | 公有財産台帳                                     | 固定資産台帳      |
|---------|--|-------------|
| 管理の主眼   | 財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理                    | 会計と連動した現物管理 |
| 対象資産の範囲 | 建物・土地・備品等が中心（道路、河川など公有財産台帳上に整備されていない資産もある） | すべての資産      |
| 金額情報    | なし（原則）                                     | あり          |
| 減価償却    | なし   | あり          |

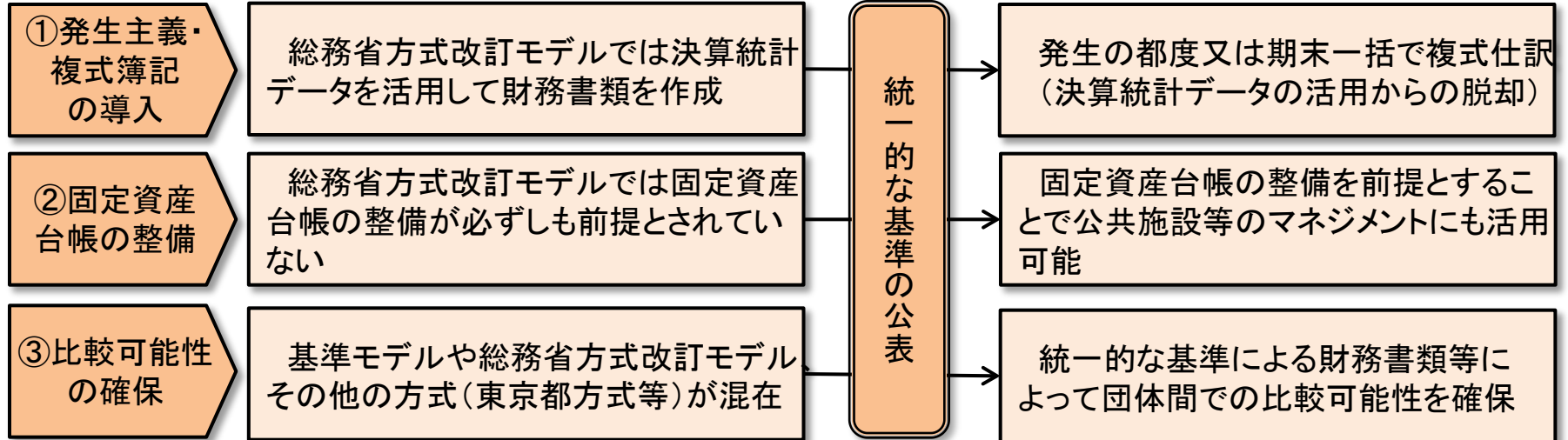


# 今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。

現 状

今 後



H26.4.30

H27.1頃

H30.3末

H32.3末

